

風評による被害を考える

—発生メカニズムから低減方策まで—

おお はし とも き
大 橋 智 樹*

はじめに

東日本大震災を特徴づけるのは、津波被害の甚大さと、東京電力(株)の福島第一原子力発電所の事故による原子力災害ではないだろうか。両者はどちらも、その影響が広範囲かつ長期にわたることから、被害の実態や復興の道筋はいまだはっきりしない。

このような中であって、大震災の影響による種々の産業への影響、とりわけ農業・漁業・観光業などへの影響は、長期的な復興を視野に入れて考える際に重要となろう。その影響を考えるときに特に留意しなければならないことは、風評による被害への対処である。本稿では、風評と風評被害の発生メカニズムと、その背後にある安全や安心に関する意識について考察して、風評被害を低減する方策を探りたい。

なお、著者は地震発災時に福島県富岡町におり、この大震災を特徴づける2つの災害のいずれをも身近に体験した。本稿は、産業現場の安全研究に携わってきた著者が、個人的な被災体験の中で崩された研究者としての再生を模索する過程での論

*宮城学院女子大学心理行動科学科教授

考であることを記しておきたい。

1. 風評被害とは何か?

風評被害とは、文字通り「風評による被害」のことである。しかし、より厳密に考えていくとその実体ははっきりしない。その理由は2つある。まず、風評とは何かがあいまいであるということ。そして、被害とは何かもあいまいであるということ。まずはこの2つについて考えてみたい。

「風評」を社会心理学用語である「流言」や「うわさ」と呼ばれる現象と対応すると指摘し、「内容の真偽を問わず、確実な知識に土台を置かないまま、人から人へと伝えられる社会的な拡がりを持ったコミュニケーション」とする定義がある(参考文献[1])。キーとなるのは、1)真偽は無関係、2)不確実な知識、3)コミュニケーションとなるだろう。すなわち、我々のたいていの日常会話が風評であると考えればこの定義に合致する。風評とは、きわめて日常的なコミュニケーションを意味することがわかる。本稿では、風評をこの定義に基づきたい。

続いて、被害とは何だろうか。もちろん、何ら

かの原因によって害を被ることであるが、この定義は非常に難しい。まず、何を「害」とするかは千差万別である点、さらに、その害の「原因」と考えられる事象の間の因果証明が必要であるという点のいずれもが容易ではないからだ。したがって、定義は困難であるが、被害の定義の困難さはあらゆる被害に共通の要因であると考え、ここでは定義が困難であるという認識だけを示しておきたい。

このように、きわめて日常的なコミュニケーションによって、定義することが困難な被害が発生した場合に、それを風評被害と呼ぶようである。こう整理してみると、ほとんどすべての被害に風評が関わっていることに気づく。風評、すなわち、日常的なコミュニケーションが関わらない人間の活動は、きわめて限定的であるからである。この「風評被害」のあいまいさが、風評被害を引き起こす最大の原因であるともいえよう。

もちろん、明確な定義づけの試みもある。たとえば、「ある事件・事故・環境汚染・災害が大々的に報道されることによって、本来『安全』とされる食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害」（参考文献〔2〕）、「些細な事実、あるいは局地的に発生した事実が新聞、テレビなどのマスコミによって誇張してとりあげられ、その結果、事故や事件とは無関係の観光業者は農業関係者（ときには商工業者も）を中心に経済的な被害が発生すること」（参考文献〔3〕）、「災害、事故での不完全、不正確、不適切な情報、誇張された情報または誤報、虚言により、それを見聞きした人々が存在しない危機・危険を感じ、結果として消費が減退し、その対象となる地域や業種が損害を受けること」（参考文献〔4〕）などである。

しかし、これらの定義に対して、「世間に既成事実として流通する「風評被害」という語句(概念)を、事実上そのまま学術用語に流用している」と

いう指摘があるように(参考文献〔5〕)、いずれの定義も、風評被害という現象をできるだけ細かく正確に描写しようと試みているが、そのことがかえって風評被害の本質をわかりにくくしている。本稿では、風評被害と非風評被害とを対比させることによって、風評被害の本質に迫ってみたい。すなわち、「風評被害は非風評被害以外の被害である」というスタンスをとることにする。

東日本大震災では、中小企業庁をはじめとして政府が資金繰りの支援を実施しているが、この対象は直接被害、間接被害、その他の被害(風評被害、計画停電等)に分けられている。直接被害とは、①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた事業所、②原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する、のいずれかとされる。間接被害とは、直接被害を受けた事業者と取引のある事業者とされる。この区分けが、必ずしもすべての非風評被害を網羅しているわけではないが、一つの参考にはなるだろう。

すなわち、直接被害および間接被害を指す非風評被害とは、風評以外にも何らかの原因が存在する場合を指すのである。逆にいえば、風評被害とは風評(真偽を問わない不確実な情報に基づくうわさ)以外の原因が存在しない被害のことを指すことになる。

ここで先に紹介した3つの定義を改めてみよう。「大々的に報道」、「誇張」などの表現を使って、マスコミの偏向報道を定義に含めているが、必ずしもその必要はない。事実が正しく伝えられていても、あるいは、その伝えられ方が大々的でなくとも、風評被害は発生するし、そう考えねばならないからである。もちろん、多くの風評被害においては、誤った情報あるいは不確かな情報が、マスコミによって報じられることがその構成要素となるのは事実であるが、風評被害の本質を考えると、これらの要素はかえって妨げになりかね

ない。

したがって、本稿では風評被害を、「事件・事故・災害等が発生したとき、それによる直接・間接の被害が存在しないにもかかわらず、流言やうわさのみに基づいて生じる被害のこと」と定義したい。経済的損失に限定する考え方が多いが、精神的被害も排除しないことを取って追記しておく。また、先にも述べたように、事故等と被害の因果関係についてここでは触れないこととする。

さて、定義を定めたとはいえ、ここで指摘しておかねばならない重要な点がある。それは、実際には、直接・間接の被害が存在し、したがって、流言やうわさ以外の要因もあるにもかかわらず、それが風評被害と扱われるケースもあるという点である。たとえば、暫定基準値を大きく下回る放射性セシウムが検出された食品が忌避された場合、検出されたのだから「直接被害」であると考えられるのか、それとも、基準値を下回っているから直接・間接被害はないと考えて「風評被害」として扱うべきなのか、という線引きが困難だからである。著者はこれを風評被害とみなすべきと考えるが、後で述べるようにその線引きはきわめて主観的であることから、どの被害に分類すべきかは意見が分かれるのが当然といえよう。

2. 風評被害を生む背後要因

本節では、風評被害を生む背後要因を、一般的背景と社会的背景に分けて考えてみたい。風評被害はこれらの要因の複合的な産物であり、その作用は状況によって異なる。

(1) 一般的要因

1) コミュニケーションが関わる

コミュニケーションとは、単純にいえば「情報が伝達されること」である。マスコミの報道でも、家族や友人の話でも、コミュニケーションをする

ことによって伝えられるものは情報である。もちろん、単なる事実だけでなく、意見や感情を含めて伝えられる。

先に定義で示したように、風評被害にコミュニケーションは不可欠である。ここでいうコミュニケーションには、行政の情報発信や、マスコミによる報道はもちろん、人々の日々の会話を含む。さらに、コミュニケーションの形態では、新聞・雑誌等の印刷物、テレビ・ラジオ等の視聴覚メディア、インターネットを代表とするコンピュータを介したやり取り等があげられる。

もちろん、現代においてこれらのコミュニケーションが関与しない事柄は存在しないともいえるが、風評被害の発生においては、コミュニケーションが重要な役割を果たすという意味で、特に要因としてあげておきたい。

2) 安全に関する評価が関わる

安全についての詳細な議論は後述するが、風評被害には安全に関する評価が関わることは間違いない。特に、技術が高度で理解が困難であったり、あるいは、安全性に関する評価が定まっていなかったりする場合は風評が発生しやすくなり、結果的に風評被害に結びつく可能性が指摘できる。

このような背景には、安全という言葉が示す状態について、非専門家はもちろん、専門家さえも正しく理解していないことが風評被害の発生を助長する要因となっていることがあげられる。非専門家は危険が存在しないこと(ゼロリスク)を安全と考えがちであり、専門家は安全が客観的に定められると考えがちであることが、両者のコミュニケーションに不整合を生み、結果として風評被害を発生させていることを指摘しておきたい。

3) 知識不足、情報不足の状態が関わる

風評の発生メカニズムについては、情報を欲する要求とそれに対して与えられる情報との差が、情報の不足を生じさせ、その不足を補うために不確実な情報が内的世界から補完されるという説明

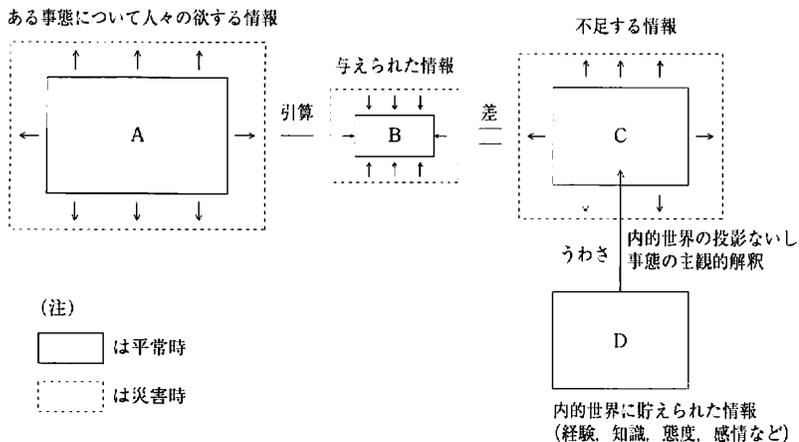


図1 うわさ発生の様式図(参考文献[1])

がある(図1)(参考文献[1])。さらに、このメカニズムは災害時には、より顕著に働くことが指摘されている。災害時には情報を欲する要求が高まり、一方で与えられる情報が減ることによって生まれる「情報飢餓」の状態がその原因とされる。

この風評発生メカニズムは、健康や安全に対する過剰な要求が生まれるプロセスをも説明する。すなわち、情報への要求を健康や安全への要求と置き換えれば、たとえば、災害時にその要求が過剰になることを含めて説明がつく。また、育児に関する情報に接する機会が多ければ多いほど、育児に対する不安感が高まる相関関係がある(参考文献[6])ことから考えると、情報を求める欲求の高まりは、かえって不安を高め、さらに情報を求めるという循環関係にあるように考える。今回の原子力災害に対する過剰ともいえる反応が、特に子育て中の母親に多いように感じられるが、情報不足が不安と情報飢餓を生み、それが別の不安を生じさせるという悪循環のメカニズムが容易に想像できるだろう。

4) 集団極性化に関わる

東日本大震災の特徴の一つとして、mixiやfacebookに代表されるようなSNSやTwitter、ブログ等のインターネットサービスの利用があげ

られることが多い。著者も主として学生へ大学の情報を伝えたり、原子力災害や余震への対応に関する情報発信を目的としてTwitterを利用したが、このようなインターネット上のコミュニケーションにおいて集団での討議がより極端な結論へ到達しがちである様子を強く感じた。

このような特性は、集団極性化と呼ばれる。集団での議論の過程を経ると、個人がもともと持っていた意見や態度が、より極端な意見や態度として表出することを指す。たとえば、Twitterでの意見表明は、リツイートと呼ばれる誰かのツイートを拡散させていく機能によって不特定な他者へ伝播していくのだが、リツイートされるのは明確かつ極端な意見であることが多い。リツイートはもともとのツイートへの賛同を示すとみなされることが一般的で、リツイートされる数や頻度は、自分の意見へ他者が賛同している程度を示す指標であるといえる。このリツイート機能が強化子となって、意見がより極端なものに変容していくのだ。反原発、脱原発などにおける極端な主張は、まさにこの集団極性化の現れであるとも考えられる。

当然、風評をより強く伝播する力や、場合によっては風評の内容を大きく歪ませる力を持つため、集団極性化は風評被害の要因の一つであるといえよう。

(2) 社会的要因

1) 地域の抱える問題の転嫁としての風評“被害”

風評被害に関しては、「災害は被災地の問題の顕在化である」という指摘がある(参考文献[7])。

すなわち、災害からの復興の過程で発生する風評被害を含む諸問題は、災害前からその地域が抱えていた問題の顕在化であり、それを風評被害に転嫁するという指摘である。

この指摘は、Heider, F.の提唱した古典的な原因帰属理論(参考文献[8])によく合致する。

すなわち、ある結果の原因帰属は、行為者の能力や性格特性に帰属させること内的帰属と、環境や状況などに帰属させる外的帰属とに分かれるという理論である。さらに、一般にポジティブな結果の帰属は内的に、ネガティブな結果の帰属は外的に帰属されることが多いことがわかっている。Heider, F.の理論はある個人の認知的プロセスについて扱ったものであるが、この理論を個人の集合体である地域に当てはめることもできる。

このような地域による原因帰属の偏りは、風評被害の理解をさらに難しくする要因となる。すなわち、災害の発生前から存在していた問題があたかも災害が原因であるかのように、直接・間接被害がないがないわけであるから風評被害に姿を変えて、顕在化することがあるからである。

原因帰属のメカニズムはかなりの程度自動的な情報処理であることから、地域の持つ構造的問題が風評被害とされる過程も無自覚的であるといえよう。このような風評被害ですらない問題を風評被害だと主張することについて、震災前との比較等に基づいた客観的な指摘はマスコミの重要な役割であると思うが、その種の指摘を見たことはない。その意味で、「むしろ関係者が旅客の減少を災害に帰属してしまい、本来その観光地がかかえていた問題の解決に目を向けなくなることの方

表1 風評被害が発生したとされる事件・事故・災害の一覧

発成年月	事件・事故・災害等	風評被害の対象	風評被害の発生場所
1991年6月	雲仙普賢岳噴火	観光業	長崎県島原市
1997年1月	ナホトカ号座礁事故	水産業, 観光業	福井県三国町
1995年6月	ゴミ焼却場から発生するダイオキシン汚染	農業	大阪府能勢町
1999年2月	残留ダイオキシン汚染報道	農業	埼玉県所沢市
1999年9月	JCO臨界事故	農業, 水産業, 観光	茨城県東海村
2000年3月	有珠山噴火	観光業	北海道虻田町など
2000年8月	三宅島噴火	交通機関, 観光業	東京都三宅島
2001年9月	狂牛病(BSE)問題	畜産業	全国
2004年1月	鳥インフルエンザ	養鶏業	全国
2004年10月	新潟県中越地震	観光業	新潟県

が問題」とする指摘(参考文献[7])は、風評被害のあまり表に出ない本質の一部を鋭くえぐるものといえよう。

2) 風評被害は都市部では起こらない

主な風評被害の事例としてあげられることの多い12の実例について見てみると(表1)、これらすべてに共通する要因として、「都市部では発生していないこと」ことに気づく。今回の原子力災害による風評被害も福島県という地方県で起こっていることであり、今回もこの例外ではない。

風評被害が地方で発生し、都市部で発生しないという構造を、単純な地方蔑視で片付けることは無意味である。風評被害の発生においてそのような要素が皆無であるとまではいわれないが、原因は別にある。

たとえば、地下鉄サリン事件を考えてみよう。1995年3月に東京都内の営団地下鉄(現在の東京メトロ)丸ノ内線、日比谷線、千代田線の地下鉄車内で有機リン化合物・サリンが散布され、乗客や駅員ら13人が死亡、負傷者は6,000人を超える戦後最大級の無差別殺人事件である。この事件のあと、地下鉄への乗車を忌避する動きがあったとは聞かない。先に示したようにこの事件は風評被害を発生させる要素を十分に持っているにもかかわらず、である。

地下鉄サリン事件で風評被害が発生しなかった理由は「唯一性」あるいは「代替性の低さ」であろう。東京という地域、あるいは、東京の地下鉄という交通手段を避けたら、経済活動に大きな支障が出ることは避けられない。すなわち、代替性の低さが風評被害に基づく忌避という選択肢をもたなかったという解釈が妥当であろう。

このことは、たとえば、2005年4月に仙台市中心部のアーケード街で発生したトラック暴走による無差別殺傷事件にもあてはまる。3名が死亡、4名が負傷したこの事件後、アーケード街への集客が減った事実はない。このことは、模倣事件が同年12月に起こり、7名が負傷しても変わらなかった。仙台市民および仙台を訪れる観光客にとって、このアーケード街を避けるという選択肢は存在しないのである。

逆にいえば、福島県をはじめとして風評被害が発生する背景には、代替がきくことが大きく作用する。福島県産の米を食べなくても米はどこからでも入手できるし、福島県の観光地に行かずとも観光地はいくらでもあるからだ。代替がきく産品が忌避されることは、ある種当然の結果といえよう。

一方で、福島県と同様に多くの原子力発電所を抱える福井県で同種の原子力災害が発生したとして、福井県が国内シェアのほぼ100%を占める眼鏡フレームの生産・販売に影響があるだろうか。福井県眼鏡フレームを忌避したら、海外産のフレームしか買えなくなる。海外産のフレームの約20%も福井県産だとされるから、新たに眼鏡を購入する際の選択肢は相当に狭まるに違いない。

このような場合は、地方でも忌避が起こらないことが想像できる。単に食品か食品でないかという相違だけでは語れない要素が、この思考実験には含まれる。今回の原子力災害とは無関係な放射性物質が複数個所で発見された東京都世田谷区が忌避されなかったことも含めて、風評被害は替えがきくモノと場所に発生することがわかる。

3. そもそも、安全とは何か？

(1)「安全は客観的、安心は主観的」は誤り

ここでは少し視点を変えて、安全について考えてみたい。一般に、「安全は客観的なもので、安心が主観的なもの」という考え方は、専門家、非専門家を問わず共通の認識のようである。しかし、この認識は、両者を比較した上で、安全が安心に比べて客観的要素が多く含まれ、安心の構成要素はほぼ主観であるという点でのみ正しいが、本質的には誤りであることを指摘したい。

著者は安全を「危険の存在が許容できる程度に小さい状態」と考えている。たとえば、ISO/IECのGuide 51では安全(safety)をfreedom from unacceptable risk(受容できないリスクから解放されていること)と定義しており、表現は異なるものの著者の考え方とほぼ一致する。これらの定義は、1)あらゆる環境・状況に危険が存在することを前提とし、2)その危険が十分に低められていると示される場合に、逆説的に「安全である」という認識や宣言につながるのだ。つまり、安全は、1)決して危険の不存在(ゼロリスク)を保証するものではなく、2)何らかの根拠に基づいた線引きが行われた結果である、といえよう。何らかの根拠が、一般には科学的測定と科学的知見に基づいて行われるため、あたかも客観的であるかのごとくに考えられるのだろう。

しかし大切なことは、「許容できる程度に小さい」という部分だ。いうまでもなく、何を許容し何を許容しないかは明らかなる「主観」である。今回の事故後に盛んに槍玉にあがる「放射性セシウム検出の暫定基準値〇〇Bq/kg」も、「避難や除染の基準値の〇〇mSv/y」も、2011年における日本国政府が決めた基準であって、いわば「国の主観」なのである(したがって、基準値が国によって異なるのは当然である)。このような線引きは、

放射性物質のみならず、食品中の残留農薬や自動車の排気ガス中の汚染物質等々、あらゆる分野・商品に存在する。

専門家の中には、この点を理解していない人が少なくない。国の“主観的線引き”が絶対的なものであるかのように主張し、ある個人の主観的線引きに基づく非安全の主張を誤りであるかのように断じる。たとえば、我が国では飛行機も自動車も、設備や運用において国の基準をパスしたものしか運行されていない。しかし、ある人が飛行機は安全ではないと判断してそれに乗らないとしたら、それはその人の自由なのである。暫定基準値をクリアした食品で、本当にクリアしていると信じていても、それを口にしないという判断は決して非難されるべきものではないのである。

なお、それは「合理的でない」と主張することもできるだろう。これについては次節で述べよう。

(2) ALARA 原理について

ALARA とは as low as reasonably achievable の略で、国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念である。「すべての被ばくは社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである」という基本精神に則り、被ばく線量を制限することを意味している。

一定線量以下の被ばくを問題視することについての批判には、この ALARA 原理を持ち出して「合理的でない」とする主張もよく耳にする。しかし、この「合理性」もきわめて主観的な概念であることに気づかねばならない。ICRP も勧告の中で触れている「社会的・経済的要因を考慮に入れながら」という点がまさに合理性の背景にある。

したがって、ある個人が、その個人の背景における合理性判断に基づいて行動することは、なんら非難されるべきことではない。とはいえ、今回の事故後の反応を見ていると、安全性の判断やそ

表2 がんのリスク

相対リスク	リスク要因 (全部位)
検出不可能	放射線100mSv 未満
1.01 ~1.09	受動喫煙 (非喫煙女性) (1.02~1.03) 野菜不足 (1.06)
1.10 ~1.29	放射線100mSv~200mSv (1.08) 高塩分食品 (1.11~1.15) 運動不足 (1.15 ~1.19) 放射線200mSv~500mSv (1.19) 肥満・BMI>30 (1.22) やせ・BMI<19 (1.29)
1.30 ~1.49	放射線500mSv~1000mSv (1.4) 大量飲酒 (エタノール換算週300~449g) (1.4)
1.50 ~2.49	喫煙 (1.6) 大量飲酒 (エタノール換算週450g 以上) (1.6) 放射線1000~2000mSv (1.8)

※国立がん研究センターの公表データ (参考文献 [9]) に基づいて独自に作成

の主張の仕方に強い疑問を感じることもある。これらのおかしさが風評被害を生むことは十分に指摘できるため、次節以降、この点について触れたい。

(3) 放射能だけが気になる

たとえば、「がんの相対リスク」という調査がある。ある因子を保有するグループでは、保有しないグループに比べどの程度がんになるリスクが増えるのかを計算したものだ。

国立がん研究センターの公表したデータによると (表2) (参考文献 [9])、今回の避難基準となった 20mSv/y の被ばくは相対リスクがほぼ1.00倍で、すなわち、まったく被ばくしなかった人たちと変わらないリスクであるとされる。一方で、体重と身長比である BMI が19を下回る痩せた人の相対リスクは1.29倍で、放射線500mSv/y の被ばくによるリスクの1.30倍とほぼ同じ、喫煙にいたっては1.6倍と1000mSv/y の被ばくによるリスク1.5倍を上回る。

また、世界保健機関 (WHO) の国際がん研究機関 (IARC) は、携帯電話の電磁波と発がん性の関連について、限定的ではあるものの「可能性がある」と公表している。明確な相対リスク等は示されていないが、携帯電話の電磁波を、発がん性の

危険度を5段階で示したランクのうち3段階目の「発がん性の可能性がある(2B classification)」に分類したのである。

つまり、がんによる死を恐れるのであれば、放射線以外にも忌避しなければならない環境や行動はたくさんあるのである。20mSv/yの被ばくを避けようとするならば携帯電話も避けねばならないだろうし、いわんや長年喫煙を続けている人が20mSv/yの被ばくを問題視するならばその人の行動は矛盾としかいいようがない。

(4) そして、安全とは何か

ここでは安全に関わるいくつかの誤解や矛盾をみてきた。この誤解や矛盾こそが、安全の本質である。専門家は、客観的事実に基づいているという点に焦点を当て、そこに主観的線引きがあることに気づかない。非専門家は、自らの行動に矛盾を抱えていることに気づかない。もちろん、これらを先に紹介した「原因帰属理論」などを持って

きて説明することも可能であろう。しかしここで誤解や矛盾を説明してみせることよりも、そういう状態にあるという現状をありのままに受け止めることが大切ではないだろうか。

すなわち、誰もが明確に「安全とは何か」を考えずに、なんとなく共通理解があるかのように議論をしているのが現状なのである。先に示したように、安全に関する評価は風評被害の構成要素の一つであるわけで、まずはしっかりと「安全とは何か」についての共通理解をしっかりと作り上げることが肝要であると指摘したい。

4. 風評被害の低減に関する過去の知見

(1) 木下(2001)による低減策

木下は、風評のコントロール方法として、1)法律、2)キャンペーン、3)うわさのコントロールセンターの設置、4)それ以外の方法、の4つをあげて、いずれの方法も風評を低減させることは困難であると指摘する(参考文献[1])。唯一、市民自身に風評が事実でないことを店内見学等で実際に体験させる方法に大きな効果があったものの、広範囲の市民に対しては力不足であるとしている。

見学が安心感の向上に寄与することについては、実証的研究によって確認されている(参考文献[10])が、この対策はどちらかといえば被害の発生を予防する事前活動としての意味合いが強い。

(2) 辻・関谷(2006)による低減策

事前活動を含めた風評被害への対応を辻・関谷(2006)は示す(参考文献[11])。辻らは、風評被害対応を、①風評の発生、②風評の発信、③風評被害の発生、④風評被害の拡大、の4つのフェーズに分け、そのフェーズごとに異なる対応が必要であることを提唱している(図2)。具体的には、①のフェーズでは日常業務において悪意を持たれないようにする、②のフェーズでは早期に風評の存

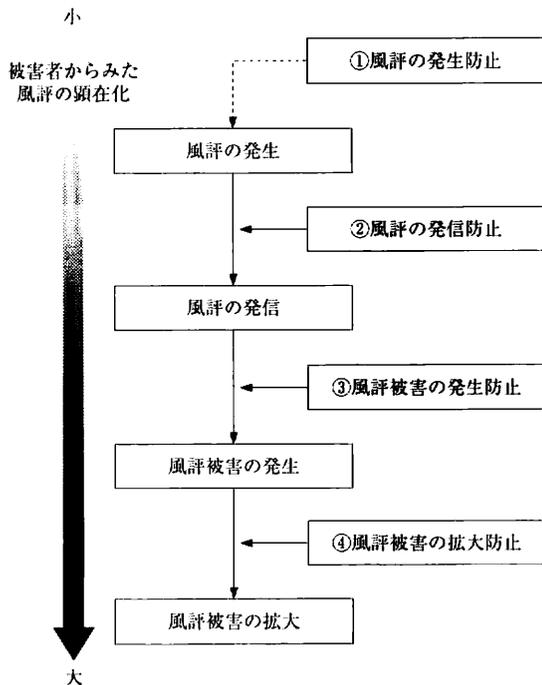


図2 風評対応のイメージ(参考文献[11])

在を確認して対応する。③のフェーズでは風評に対して事実関係を明らかにして風評の火を消す。④のフェーズでは事実関係を明らかにして安全宣言等の措置を実施することを進めるが、重大事故が発生した場合には、効果が期待できない可能性がある」と述べている。

(3) キーワードは「信頼」

上記2つの研究において共通に指摘されるのは「信頼性」である。情報を提供する主体がどれだけ信頼されているかが、効果をあげられるかどうかを左右すると指摘する。そして、この点に関して、上の2つの研究は行政や企業も信頼が低いという点で一致する。一方で、辻らは、専門家や科学者の信頼感が高いと述べているが、今回の原子力災害における反応を見る限りは、“御用学者”なる表現からもわかるとおり、残念ながらその信頼感はかなり選択的あるいは恣意的であるように感じられる。

5. 風評被害の低減および予防に関する私案

(1) “正しい知識の提供”では風評被害を防げない

先に述べたように、知識不足は風評被害を生む一つの要因となる。では、正しい知識を提供すれば風評被害は防げるのであろうか。答えは「否」である。

次の場面を想像して欲しい。

窓から見える青空が一気に暗い雲に覆われ、稲光が走り、雷鳴がとどろく。教室内の女子学生が悲鳴をあげ、講義は中断を余儀なくされる。壇上の教員は冷静に言う。「あなたたちが雷を怖がる理由が理解できません。ここが広大な草原なら別ですが、この校舎の中にいる限り、雷を恐いと思うことは無意味です。なぜなら、どこに雷が落ちようとも、ここにいる限りは被害に遭うことはな

いからです」と。女子学生たちは少し不満そうな顔をして、しかし特に反論する者もなく、悲鳴はおさまる。

この教員の言うことは正しい。よほど特殊な環境にない限り、どんな落雷でも鉄筋コンクリート造の校舎内で被害に遭うことは万に一つもないからである。つまり、教室は雷に対して十二分に安全な場所なのだ。したがって、女子学生たちの雷への恐怖は“無駄な恐怖”であり、雷の特性と建物の構造についての知識を得れば無駄に悲鳴をあげる必要がなくなるのだ。

では、教員の説明によって学生の雷への恐怖や不安は解消、あるいは低減したのだろうか。いや、恐怖や不安が解消されたというよりも、教員の言葉の確からしさを理解できるがゆえに、あるいは反論できるほどの知識を持たないがゆえに、学生たちは口をつぐんだだけなのだ。この教員はただ単に科学的事実を語っただけだが、一方で事実というある種の暴力で学生たちの恐怖や不安を押さえ込んだともいえる。

専門家と非専門家のコミュニケーションにおいては、しばしばこのようなことが起こる。専門家は客観的事実を伝えるといういわば“科学の言葉”で説得をしようとし、一方、非専門家は恐怖や不安といういわば“感情の言葉”で共感を得ようとする。専門家も非専門家も、“科学の言葉”が“感情の言葉”に勝る(べき)ことを知っているため、非専門家は口をつぐむことになる。本質的には何も変わっていないのだが、専門家はこれをもって説得の成功と考えることが多い。実体は、事実の提示による“押さえ込み”であり、“口をつぐませる”ことに成功しただけに過ぎないのにもかかわらず。

しかし、恐怖や不安などの感情が非常に強い場合、非専門家は口をつぐむことなく、“科学の言葉”を使って反論を開始するようになる。多くの場合、科学という同じ土俵でのコミュニケーションは非専門家にとって不利であり、専門家は付け

焼き刃な知識に対して容赦ない事実の提示をすることで再び押さえ込みをはかる……。

今回の原子力災害に関してインターネットを賑わせてきた自称専門家と非専門家との間のやりとりは、まさにこのような不毛な議論となり、多くの場合、理解を深めるというよりは、互いの対立を深めることに終始したといえよう。

このような科学技術に関わるコミュニケーションは、そもそも災害が発生した後にいきなり開始しようとするのは困難である。ましてや、平時から信頼関係が構築されていないインターネット上での不特定多数者同士の議論は、先に示した集団極性化の特徴を顕著に示すという結果しか生まないだろう。

もちろん、科学者にとって科学の言葉を捨てることは難しい。ただ一方で、科学者は研究費のすべてを私財によってまかなっているのではない限り、自らが研究によって得た知見を社会に示す義務を負っている。したがって、結果として一般公衆とのコミュニケーションが成立しないのであれば、科学の言葉に依らないコミュニケーション手段を確立しなければならない。不毛な議論が多い中で、そのような前向きな努力も散見されることは望ましい変化であろう。

かくいう著者も、今回の震災でこのことを初めて感じた一人である。したがって答えを示せるわけではない。しかし、たとえば、専門家と非専門家の対話は、専門家にも予想外の変化をもたらすという指摘もある(参考文献 [12])。今回の震災によって生まれた“口をつぐまない非専門家”との対話に、専門家が新たなコミュニケーション手段を見出すことを期待したい。そのためには、事実の提示は時に暴力となることを理解することから始める必要がある。

(2) 風評被害の低減に向けて

1) 仙台都市圏をハブと考えよ

先に、風評被害を低減する一般的な方策につい

での提言を2つ紹介した。ここでは、これらを含め、本稿で述べてきたすべての論考を総括する意味で、今回の大震災によって発生する風評被害をどのように防ぐかという個別事例への対応策を提言したい。

先に風評被害は代替性の高いモノや地域に発生すると述べた。この点は風評被害の低減を考える際にまず重要な点となる。もちろん、唯一性を高める努力は予防的には効果を持つ可能性はあるが、災害発生後の努力には意味がない。風評被害を低減するために、もともと唯一性の高い地域を利用すべしという考え方を提唱したい。すなわち、人口密集地だ。

幸いなことに、東北には仙台市という政令指定都市がある。人口105万人、東京駅との間を1時間半あまりで結ぶ東北新幹線の仙台駅と、仙台駅との間を最短17分で結ぶアクセス鉄道がある国際空港・仙台空港を有し、東北自動車道が県内を縦断しているうえ、さらに仙台港にはフェリーターミナルを擁する。多くの企業が本支店、営業所を構え、国の出先機関や各国の領事館等も多い。仙台およびその周辺市町村からなる仙台都市圏には毎年3,000万人を超える観光客が訪れる、まさに“東北の首都”である。

つまり、仙台都市圏は唯一性が高い地域であり、観光のみならずビジネスにおいて、好むと好まざるとにかかわらず多くの人々が訪れる地域ということになる。この仙台都市圏を訪れる人々を、次の機会に福島県をはじめとした被災地に送り込むことができれば、観光における風評被害に対抗することができるだろう。仙台を足がかりに、被災地へ観光客を“流し込む”という方策である。

東北2011年7月に被災地復興を掲げて初開催された「東北六魂祭」は、まさにこの実践といえよう。東北六県をそれぞれ代表する祭、青森ねぶた祭、盛岡さんさ踊り、仙台七夕まつり、秋田竿燈まつり、山形花笠まつり、福島わらじ祭りを、8

月初旬の本祭の前に仙台に集めた。準備期間の短さゆえか、事前の予想の4倍近くになる36万人の来場者に対応しきれずに、パレードの一部が中止されるなど多くの混乱を生じたものの、それでも東北六魂祭の意義は大きい。六魂祭をきっかけに本祭に足を運んだ観光客も少なくなかったはずだ。

もちろん、ここまで大規模でなくとも、東北各地、特に岩手、宮城、福島三県の沿岸部の受け入れ可能な地域に順次送り込むための仕掛けを、唯一性の高い仙台都市圏を訪れる観光客、ビジネス客向けにすればよい。仙台市八木山動物公園へのバンダ貸与が実現すれば、まさに“客引き”の要素が増えることになる。

被災地が広大であることは、逆に強大な連携の可能性を秘めているともいえる。仙台をハブとして、官民一体となって他地方、あるいは海外からの来客を流していく仕組みづくりこそが復興を早期に達成する手段であるし、もちろん、風評被害を低減する方策ともなるだろう。

2) 被災地も身を切る覚悟を持って

観光振興としての東北自動車道の休日無料化や、復興特区法に基づく税金優遇措置など、被災地への国からの支援、すなわち税金の注入は巨額に上る。これらをただ受け取るだけでは復興は実現しない。被災地では、それらを他地域に取って還流させるようなシステムを構築することが必要である。

たとえば、多くの大学が被災学生に対して校納金の減免措置を行っているが、同時に、被災地以外から入学した学生に対する減免措置があってもいい。この措置は、他地域への税金の還流であると同時に、被災地に他地域の人を呼び込むことにもつながる。他地域からの流入は、東北地方に対する自我関与を高めることが期待され、ひいては風評被害の低減にも資するといえよう。

仙台市内には利益の全額を宮城・岩手・福島に寄付するとして開店した居酒屋がある。優遇税制を受けた税金の一部を寄付するなど、被災地とい

えども身を切る覚悟を持つことが、継続した支援につながるだろう。長期的かつ大局的な視点で取り組む重要性を指摘したい。

【参考文献】

- [1] 木下富雄(2001)「風評被害——JCOの臨界事故を題材に」Isotope news, 572, pp.5-14.
- [2] 関谷直也(2003)「風評被害」の社会心理——「風評被害」の実態とそのメカニズム」災害情報, No.1, pp.78-89.
- [3] 廣井脩(2005)「風評被害にどう対応するか」月刊観光, 464, pp.21-23.
- [4] 岸野裕(2011)「大規模災害と観光地の風評被害対策」観光とまちづくり, 2011-12(1), pp.21-24.
- [5] 市野澤潤平(2005)「風評災害の社会学に向けて: 「風評被害」論の批判的検討」Sociology Today 15, pp.41-51.
- [6] 荒牧美佐子・無藤隆(2008)「育児への負担感・不安感・肯定感とその関連要因の違い——未就学児を。持つ母親を対象に」発達心理学研究, 19(2), pp.87-97.
- [7] 林理(2002)「風評被害は本体か——被災観光地の場合」武蔵野女子大学現代社会学部紀要 3, pp.103-110.
- [8] Heider, F. (1958)「The psychology of interpersonal relations.」New York: Wiley.
- [9] 国立がん研究センター(2011)「がんのリスクの大きさ<何倍程度大きい>」(http://www.ncc.go.jp/jp/shinsai/pdf/cancer_risk.pdf;2011/12/13アクセス確認)
- [10] 大橋智樹・酒井幸美・守川伸一・ハフシメッド(2011)「安全性に関する情報の提供が安心感の変化に与える影響」人間工学, 47(6), pp.235-243.
- [11] 辻禎之・関谷直也(2006)「風評被害の経済的損失に関する研究」安全工学 45(6), pp.439-444.
- [12] 八木絵香・高橋信・北村正晴(2004)「リスクコミュニケーションにおける原子力技術専門家の役割」科学技術社会論研究, 3, pp.29-140.